

「港南区民活動支援センター運営事業委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、港南区入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱第8条の規定に基づき、「港南区民活動支援センター運営事業委託」をプロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この実施要領に必要な事項を定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領及び提案書評価基準により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 業務実施体制
- (4) 当該業務に対する具体的な提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 提案内容の妥当性・実現性等
- (4) その他、当該業務に対する意欲等

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。ただし、提案者が6社以上の場合は、第一次評価として書類選考を実施し、第二次評価として上位5位にヒアリングを実施する。

- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、港南区民活動支援センター事業運営委託プロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を別に設置し、評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
委員長 港南区 総務課長
副委員長 港南区 福祉保健課長
委員 港南区 地域力推進担当課長
港南区 地域振興課長
港南区 こども家庭支援課学校連携・こども担当課長
港南区 高齢・障害支援課地域包括ケア推進担当係長
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分4以上の出席がなければ開くことができない。
 - 5 委員長は、評価結果を港南区入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という）に報告するものとする。
 - 6 評価委員会は、非公開とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和2年6月23日から施行する。